

藤沢市地域防災計画及び災害時職員行動マニュアル等改訂業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的及び趣旨

「藤沢市地域防災計画及び災害時職員行動マニュアル等改訂業務委託」（以下「本業務」という。）は「藤沢市地域防災計画及び災害時職員行動マニュアル等」（以下「計画等」という。）の改訂に向けた業務です。近年の風水害の激甚化・頻発化や南海トラフ地震発生の切迫等を受け、国・県の防災施策の抜本的な見直しがされていることから、当市においても上位計画との整合を図るため、計画等の抜本的な見直しを行い、より実効性を確保するとともに、当市の災害対応力の向上を図ることをめざし、2年間で改訂作業を進めるものです。

業務の実施においては、専門的な知見のもと、事業者の提案力及び技術力に期待することから、委託事業者を一定の基準で評価する「公募型プロポーザル方式」により選定することとし、本要領はそのために必要な事項について定めるものです。

2 業務の概要

- (1) 業務名称 藤沢市地域防災計画及び災害時職員行動マニュアル等改訂業務委託
- (2) 業務内容 藤沢市地域防災計画及び災害時職員行動マニュアル等改訂業務委託仕様書（別紙1）のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日（2026年（令和8年）5月中旬予定）から
2028年（令和10年）3月31日（金）まで
- (4) 予算の上限額
令和8年度 17,650,000円（消費税及び地方消費税を含む）
令和9年度 19,761,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※なお、上記の金額内で提案を募集するものであり、契約締結に関する予定金額ではありません。また、上記内訳の金額を超える提案は失格となります。
- (5) 支払条件 業務完了払い（各年度ごと）
- (6) 発注者及び提案募集事務局
ア 発注者 藤沢市長 鈴木 恒夫
イ 提案募集事務局
藤沢市 防災安全部 防災政策課
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
電話 0466-50-8380（直通）
メールアドレス fj-bousai@city.fujisawa.lg.jp

3 事業者の選定方法

本業務を委託するにあたり最適な事業者の選定を、公募型プロポーザル方式により行います。この方式は、本業務の受託を希望する事業者を公募し、その参加者から提出される資料及びプレゼンテーション等により、本業務実施のための適性及び提案について審査し、最適な事業者を選定するものです。

4 提案者に要求される資格要件

参加者は、募集開始日時点から契約締結日までの全期間に渡って次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とします。

- (1) 「5 スケジュール」の公募期間の最初の日（以下「公募開始日」という。）時点で「かながわ電子入札共同システム」の令和7・8年度競争入札参加資格（「コンサル」又は「一般委託」）で藤沢市長から有効期間内の認定を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 公募開始日以降に藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。ただし、契約締結日までに指名停止を受けた場合は、契約できないものとします。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人として使用していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている事業者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている事業者でないこと等、経営状態が著しく不健全である事業者でないこと。ただし、会社更生法にあっては、更正手続開始の決定、民事再生法にあっては、再生手続開始の決定を受けている事業者を除く。
- (6) 納付すべき国税及び地方税に滞納がないこと。
- (7) 令和2年度以降に国（独立行政法人を含まない）又は地方公共団体が発注した防災基本計画、地域防災計画、災害時職員行動マニュアル、業務継続計画若しくは受援計画の策定又は改訂（支援を含む）に係る業務の元請受託実績（完了したものに限る）を有すること。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク制度の認定を受けている、又はISMS [JISQ27001 (ISO/IEC27001)] 認証を取得していること。

5 スケジュール

事業者選定までのスケジュールは、次のとおりとします。なお、プレゼンテーション実施日程等が都合により変更となる場合は、提案募集事務局から参加申込者に連絡をします。

項目	内 容	期 間
----	-----	-----

1	公募期間	2026年（令和8年）1月30日（金）から同年2月16日（月）まで
2	参加申込書の締切り	2026年（令和8年）2月16日（月）午後5時まで
3	参加資格の適否通知	2026年（令和8年）2月24日（火）までに電子メールで通知します。
4	実施要領等への質問の期間	2026年（令和8年）1月30日（金）から同年2月16日（月）午後5時まで
5	質問に対する回答	2026年（令和8年）2月24日（火）までに電子メールで回答します。
6	提案書等の提出	2026年（令和8年）3月6日（金）午後5時まで
7	書類審査（一次審査）結果の通知	2026年（令和8年）3月13日（金）までに電子メールで通知します。
8	プレゼンテーション審査（二次審査）	2026年（令和8年）3月19日（木）を予定 予備日 同年3月25日（水）
9	結果通知	2026年（令和8年）3月27日（金）までに通知を発送します。（プレゼンテーション審査の日程に変更が生じた場合は3月31日（火）までに通知を発送します。）

6 実施要領等の公表・配付

2026年（令和8年）1月30日（金）から藤沢市ホームページにて公表し、ダウンロードにて配付します。

7 参加表明

参加を希望される方は、「4 提案者に要求される資格要件」を確認の上、次のとおり提出してください。

（1） 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）：1部
- イ 法人の事業概要がわかる案内等の資料（様式2）：1部
- ウ 業務受託実績書（様式3）：1部
- エ 予定管理技術者の経歴（「（様式4）予定管理技術者の経歴等」）：各1部
- オ プライバシーマーク制度の認定を受けていることを証明する書類（プライバシーマーク登録証など）の写し、又はISMS [JISQ27001 (ISO/IEC27001)] 認証を証明する書類の写し：いずれか1部
- カ 次に掲げる納税証明書（法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税、固定資産税）：各1部（直近の事業年度分）

※滞納等の記録がないもので、参加申込書提出前3か月以内に発行されたもの。な

お、その税額が0円又は課税されない場合は、その旨がわかる証明書を必要とする。原本、写しどちらでも可。

(2) 提出書類の提出場所及び方法

ア 受付期間

2026年（令和8年）1月30日（金）から同年2月16日（月）まで（土日祝を除く）のうち、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）。

イ 提出方法及び提出先

提案募集事務局へ持参、郵送又は電子メールにより提出してください。なお、郵送での提出の場合は、受付期間内に必着とし、封筒等の表面に「藤沢市地域防災計画及び災害時職員行動マニュアル等改訂業務委託公募型プロポーザル参加申込書在中」と朱書きし、「一般書留」「簡易書留」「特定記録郵便」の配達記録が残るもの（以下「一般書留等」という。）を指定し、郵送後、受付期間内に電話にて提案募集事務局に対し書類の到着有無を確認してください。

(3) 参加資格の適否通知

参加申込書の提出者すべてに、2026年（令和8年）2月24日（火）までに電子メールにて通知します。

(4) 参加の辞退

参加申込書を提出後、辞退する場合は、参加辞退書（任意書式）を速やかに持参又は郵送にて提出してください。なお、本業務以外への影響は一切ありません。

8 質問及び回答

公募型プロポーザル実施に係る質問がある場合は、質問書（様式5）を提出してください。

(1) 質問

ア 受付期間

2026年（令和8年）1月30日（金）から同年2月16日（月）午後5時まで

イ 提出方法及び提出先

提案募集事務局に電子メールにより提出してください。メールタイトルを「公募型プロポーザル質問書」とし、電子メール送信後は、提案募集事務局へ電話で連絡をしてください。

(2) 回答

2026年（令和8年）2月24日（火）までに「7参加表明（3）参加資格の適否通知」において参加資格要件に適合していると通知した者全員に対し、電子メールで回答します。ただし、参加資格要件に関する質問はこの限りではありません。

(3) 留意事項

上記以外の方法による質疑は受け付けません。また、他の事業者に関する情報等、事務局が不適当と判断した質疑には回答しません。

9 提案書等の提出

「7 参加表明」により参加申込書（様式1）を提出し、参加資格に適合する旨の通知を受けた者は、提案書作成要領（別紙2）に基づき、次に掲げる提出書類を提出してください。また、提出書類については、別途CD-R又はDVD-Rの電子媒体で1部提出してください。（電子媒体で提出するデータは、アドビ株式会社のPDF形式で読み込みが可能なものを作成し、ウィルス検査を実施した後、Microsoft Windows 11で作動可能なものとします。）なお、プレゼンテーション審査（二次審査）を公正に実施するために、特段の記載がないものについては、会社名やロゴマーク等、提案者を特定できる表示をしないこととします。

（1） 提出書類

①提案書等提出届（様式6）	1部
②提案書	A4サイズ 原本 1部、写し 10部 原本については、原本であることが分かるよう明記をしてください。 ※プレゼンテーション資料についても併せて提出してください。 (詳細は、提案書作成要領（別紙2）を参照)
③業務実施体制（様式7）	A4サイズ 原本 1部、写し 10部 原本については、原本であることが分かるよう明記をしてください。 ※協力会社がある場合について 協力会社が特定できる部分のみ提案募集事務局において非表示の処理をして審査委員に配付します。 <ul style="list-style-type: none">・協力会社記載欄 「会社名」及び「所在地」欄を非表示処理します。・実施体制図 図中に協力会社名の記載がある場合、非表示処理をします。そのため、図中には会社名のみではなく従事する業務を併記してください。
④業務実施方針	A4サイズ 原本 1部（2枚（2ページ）以内（書式は自由）、写し 10部 原本については、原本であることが分かるよう明記をしてください。 ※提出内容について <ul style="list-style-type: none">・業務を進める上での留意事項・スケジュール（令和8・9年度想定スケジュール含む）・作業フロー 等
⑤担当技術者の経歴等（様式8）	A4サイズ 原本 1部、写し 10部 原本については、原本であることが分かるよう明

	記をしてください。 (様式8については最大3人まで) ※資格証の写しや業務実績等の添付資料は1部
⑥見積書（様式9）	指定書式（記名押印したもの） 1部

(2) 提出期限

2026年（令和8年）3月6日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

提案募集事務局へ持参又は郵送により提出してください。（電子メール不可）なお、郵送での提出の場合は、受付期間内に必着とし、封筒等の表面に「藤沢市地域防災計画及び災害時職員行動マニュアル等改訂業務委託公募型プロポーザル提案書在中」と朱書きし、一般書留等を指定し、郵送後、受付期間内に電話にて提案募集事務局に対し書類の到着有無を確認してください。持参の場合は、土日祝を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）に提出手続きを行ってください。

10 書類審査（一次審査）

(1) 審査方法

当市が設置する「藤沢市地域防災計画及び災害時職員行動マニュアル等改訂業務委託」に係る事業者選考委員会（以下「事業者選考委員会」という。）によるプレゼンテーション審査（二次審査）実施に当たり、提案募集事務局において、本業務に係る事業者審査基準（以下「審査基準」という。）に基づき、書類審査を実施します。なお、プレゼンテーション審査（二次審査）に進む事業者は4者以内とします。

詳細は、本業務に係る事業者選考委員会審査要領（以下「審査要領」という。）のとおりとします。

(2) 審査結果

審査結果は、2026年（令和8年）3月13日（金）までに電子メールにて通知します。なお、各年度の見積額が「2 業務の概要（4）予算の上限額」を超えていきには、書類審査（一次審査）実施の有無に関わらず失格の旨を電子メールで通知します。

11 プrezentation審査（二次審査）

(1) 実施日時（予定）

2026年（令和8年）3月19日（木）

予備日 2026年（令和8年）3月25日（水）

※ 実施時間等詳細については、個別に連絡します。

(2) 実施場所

藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 本庁舎7階 災害対策本部室

※予備日も同上

(3) 時間配分

各事業者概ね30分程度（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度とし、準備時間は含まない。）とします。

※会社説明等はプレゼンテーションの時間中に実施すること。

(4) 出席者

本業務に従事する予定の者が主にプレゼンテーション及び質疑応答を行うものとし、出席者数は3人以内とします。

(5) 事業者の選考方法

審査方法

事業者選考委員会の委員が、審査基準に基づき、提出された提案書等の内容及びプレゼンテーション、実施体制等について審査し採点します。評価項目ごとの点数の合計を評価点とし、各選考委員の評価点の合計点と書類審査（一次審査）の合計を合算し、最も高い者を優先交渉事業者として選定し、2番目に高い事業者を次点優先交渉事業者に選定します。この場合において、評価点の合計点が同じ者が2者以上ある時には、審査基準の評価項目「提案事項（1）～「提案事項（5）及び「その他提案」の合計点が高い者を優先交渉事業者とします。（同点の場合は、「見積額」が低い者を優先交渉事業者とします。）

詳細は、審査要領のとおりとします。

(6) 選考結果

プレゼンテーション審査を実施した提案事業者に対して、2026年（令和8年）3月27日（金）までに結果通知を発送します。また、当市ホームページにて優先交渉事業者の事業者名及び評価点の合計を公表します。

(7) 留意事項

- ア プrezentationに際しては、デジタルプレゼンテーション（提案書の記載事項のみで構成）は可能としますが、資料等の追加、配付は受け付けません。
- イ 制限時間の到来により、提案途中でも終了とします。
- ウ パソコンの映写によるパワーポイント等を使用する際は、必要物品の準備と設置・片づけは提案事業者が行うものとします。なお、準備・撤収時間はこの時間には含まれません。
- エ 備品については、スクリーン（パソコン出力はHDMI端子のみ可）、電源、マイクは、市が用意しますが、その他必要なものがある場合は、提案事業者が用意することとします。

1.2 契約の締結について

優先交渉事業者と協議し、協議が整った場合は地方自治法第234条（昭和22年法律第67号）に規定された随意契約により速やかに本業務の契約手続きを進めるものとします。

(1) 契約期間

契約締結の日（2026年（令和8年）5月中旬予定）から2028年（令和10年）3月31日（金）まで

(2) 仕様の決定

仕様は、選考結果通知後、提案内容を踏まえ優先交渉事業者と協議をした上で決定します。なお、仕様の協議が不調となった場合や参加資格を満たさなくなった場合は、次点優先交渉事業者と順次協議を行うこととします。

1.3 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とします。

- (1) 提案期限を過ぎて提出書類が提出されたとき
- (2) 提出物に虚偽の記載があるとき
- (3) 優先交渉事業者の選考時点において本実施要領の「4 提案者に要求される資格要件」に掲げる資格のない者が提案したとき
- (4) 2以上の提案をしたとき
- (5) 提案に関して談合等の不正行為があったとき
- (6) 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が提案したとき
- (7) その他、当市が提示した事項及び本提案に関する条件に違反したとき

1.4 秘密保持義務

本プロポーザルを含む業務の実施に当たって、参加申込書を提出した事業者は次の事項を遵守してください。

- (1) 事業の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはなりません。本プロポーザル実施期間終了後及び職を退いた場合においても同様とします。
- (2) 事業の履行に係るデータを当市が指示する目的以外に使用し、第三者に提供してはなりません。また、当市の承認を得ずして、用紙、記録媒体等に複写し、又は複製してはなりません。
- (3) 当市から提供された入出力帳票及び媒体等の取扱いについて、作業者及び作業場所を特定し、情報の無断持ち出しの禁止を徹底すること。また、紛失、損傷、焼失等の事故が生じないように安全かつ適切な管理体制を整備し、作業が終了したときには速やかに当市に返還すること。

1.5 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせることはできません。ただし、一部かつ業務の主要な部分を除き、第三者に委託又は請け負わせる予定がある時には、「協力会社」として提案書等で記載すること。
- (2) 災害時職員行動マニュアルについては、外部非公開資料のため、提案書の作成において、内容確認が必要となる場合、提案募集事務局である防災政策課の窓口でのみ市職員立会いのもと閲覧を認めるものとします。(1事業者につき最大30分程度)
- (3) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とします。

- (4) 提出された書類等は返却しません。
- (5) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とします。
- (6) 提案書等の著作権は提案者に帰属しますが、本プロポーザルに関する事務での使用の権利は、当市が保有するものとします。また、「藤沢市情報公開条例」等関連規定に基づき公開その他当市が必要と認める用途に用いる場合、選定事業者の提案書等の全部又は一部を将来にわたり無償で使用することができるものとします。
- (7) 提出書類は本業務以外の目的で使用することはありませんが、提案書は「藤沢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出する書類において、法人に関する情報(公開することによって、法人の正当な利益を害するおそれがある情報)に該当するものは、その旨を明記し、該当する部分を明らかにしてください。
- (8) 提案者は、提案書等において、第三者の著作権を侵害して作成されたものでないことを保証すること、また第三者の産業財産権等を使用する場合、自らの責任において承諾を得ておくこととします。
- (9) 本実施要領の公表の日から本業務の契約に至るまでの間、当市又はその関係者に対して、公正な執行を妨げるような行為一切を禁止します。
- (10) 本実施要領等に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、質問及びその回答を通じて行うものとします。
- (11) 事業者は、審査に対する異議を申し立てることはできません。また、審査に係る電話や文書等による問合せには回答いたしません。
- (12) 優先交渉権者決定後、契約締結までに「4 提案者に要求される資格要件((1)を除く)」に記載の要件を満たさない場合、市の判断により契約を締結しないことがあります。
- (13) 契約締結にあたっては、データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書(別紙2)に準拠し、仕様書の定めに従い適切にデータ保護及び秘密の保持等において、責務を履行できること。

以上
(以下余白)